

常務理事	事務長	係	徴収	適用

健康保険育児休業等終了時報酬月額変更届

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでよく読んでください。
⑪※欄は、記入しないでください。

①被保険者等 記号	② 番号	③被保険者の氏名			④被保険者の生年月日			
		(フリガナ)			昭和	年	月	日
		(氏) (名)			平成			
					令和			
⑤養育する子の氏名			⑥養育する子の生年月日		⑦育児休業等を終了した年月日			
(フリガナ)					令和	年	月	日
(氏) (名)					令和			
報酬月額					⑧ 総計		⑨改定年月	
⑧算定対象月の 報酬支払基礎日数	㉗ 通貨による ものの額	① 現物による ものの額	㉘ 合計		⑩ 平均額		⑪ 修正平均額	
月 日	円	円	円		円		年 月	
月 日	円	円	円		円		円	
月 日	円	円	円		円		円	
⑩ 従前の標準 報酬月額	⑪ ※決定後の 標準報酬月額 (健保記入欄)	㉙ 備考 - 1 [遡及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)給月]		㉚ 備考 - 2 該当する項目を○で囲んでください。				
千円	千円	円 円 月		1. 70歳以上被用者 2. 二以上勤務被保険者 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. パート 5. その他()				

健康保険法施行規則第38条の2の規定による申出をします。
※申出される被保険者の方が記入(☑)してください。
住友金属鉱山健康保険組合 殿 令和 年 月 日提出
(申 住 所 〒 -
出 氏 名
人 電 話 番 号 () 番)

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。 令和 年 月 日提出
事業所所在地 〒 -
(事 業 所 名 称
業 主 氏 名
主)
電 話 番 号 () 番

受付日付印

事業所担当者印

この届書は、育児休業等終了時に3歳未満の子を養育する被保険者の報酬に変動があった場合にご提出いただくものです。

育児休業等終了時改定は、従前と終了後の標準報酬月額に1等級以上の差があり、「給与計算の基礎日数」が17日以上（「短時間労働者」の場合は11日、「パート」で3カ月とも17日未満の場合は15日）ある月が1月以上ある場合に、標準報酬月額の改定を行います。通常の『被保険者報酬月額変更届』（随時改定）とは異なり、固定的賃金の変動がなくても改定は行われます。

【記入上の注意】

申出をする方は、①～⑦太枠部分、申出人の欄を記入し、事業主あてに提出してください。

【記入の方法】

1. ④の年号は、該当する数字を○印で囲むこと。

生年月日は、たとえば平成7年11月7日の場合は、「

昭和	年	月	日
平成	0 7	1 1	0 7
令和			

のように記入すること。」

2. ⑥は、養育する子の生年月日を記入すること。

たとえば令和4年1月14日生まれの場合は、「

	年	月	日
令和	0 4	0 1	1 4

のように記入すること。」

3. ⑦欄には、報酬のうち、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われるもの以外のもので、通貨で支払われた賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けた、すべてのものの額を、それぞれ該当の欄に記入すること。

4. ①欄には、報酬のうち、食事、住宅、被服など通貨以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条の規定によって厚生労働大臣が定めた価格によって算定した額を、それぞれの該当の欄に記入すること。

5. ①欄には、「給与計算の基礎日数」が17日以上（「短時間労働者」の場合は11日以上）の月の「㊦合計」を総計した金額をご記入ください。

「パート」の場合で3カ月の間に17日以上（「短時間労働者」の場合は11日以上）の月がない場合は、15日以上（「短時間労働者」の場合は11日以上）の月の「㊦合計」を総計してください。

④欄には、①欄の額を報酬支払の基礎となった月の数で除して得た額を、記入すること。

6. ④備考欄-1の「遡及支払額」には算定対象月内に支払われた通常給以外の報酬を、「昇(降)給差の月額」には、昇(降)給により増(減)された額の月額を、「昇(降)給月」には昇(降)給又は遡及分の支払が行われた月を、それぞれの該当の欄に記入すること。

7. ④備考欄-2については該当するものがある場合のみ○で囲んでください。

※ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び特定適用事業所に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。

※ 「パート」とは、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間就労者をいいます。